

相談支援専門員の要件（研修体系の概要）

【例示】障がい者相談支援従事者（相談支援専門員）現任研修受講（更新）早見表

■ : 第1回更新期間   ■ : 第2回更新期間   ■ : 第3回更新期間

初任研修了 初年度	年度																															
	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
H18年度	初	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3																
19年度		初	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4															
20年度			初	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5														
21年度				初	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6													
22年度					初	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7												
23年度						初	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8											
24年度							初	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9										
25年度								初	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10									
26年度									初	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11								
27年度										初	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12							
28年度											初	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13						
29年度												初	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14					
30年度													初	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				
R1年度														初	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
2年度															初	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
3年度																初	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	

旧カリキュラム受講者（平成27年度～令和元年度に相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修、相談支援従事者初任者研修を受講している者）は、制度改正後（令和2年度以降）に初めて受講する更新研修については実務経験等の要件を満たす必要があります。

＜現任研修受講時の留意点＞（参考：指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第113号令和元年9月10日））

1 更新（現任研修受講）の考え方（告示）

- (1) 相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度とした5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任研修を修了すること。
- (2) 当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であること。

※上記早見表の「第○回更新期間」の間に一度、現任研修（主任相談支援専門員研修も可。）を修了することを目安とください。  
ただし、相談支援従事者現任研修の受講の間隔を5年以上にすることを推奨するものではありません。

2 相談支援従事者現任研修の実務経験等（令和2年度改正内容）

- (1) 初回の現任研修 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること
- (2) 2回目以降の現任研修 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること

※経過措置

旧カリキュラム受講者は、制度改正後初回更新時においては(1)(2)の要件を求めない。

令和2年4月1日前過去5年間（平成27年4月1日～令和2年3月31日）に相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修、相談支援従事者初任者研修を修了した者。

[例1]	平成28年度に初任者研修を受講 ※経過措置の対象となり実務経験は求められない。	→初回現任研修を平成29年度～令和3年度までに受講 →2回目の現任研修を令和4～8年度までに受講 ※過去5年の間に2年以上の実務経験又は、現に従事していることが必要。
[例2]	平成23年度に初任者研修を受講 必要。	→初回現任研修を平成24～28年までに受講 →2回目の現任研修を平成29年～令和3年までに受講 ※初回の現任研修を平成24～26年に受講した場合は過去5年の間に2年以上の実務経験又は現に従事していることが必要。 ※初回の現任研修を平成27、28年に受講した場合は経過措置の対象となり、実務経験は求められない。
[例3]	令和3年度初任者研修を受講	→令和6～8年度までの間に初回現任研修を受講 ※過去5年の間に2年以上の実務経験が必要 →2回目の現任研修を令和9年～13年までに受講 ※過去5年の間に2年以上の実務経験又は、現に従事していることが必要。